

待機児童問題と株式会社参入について

大野 克也

(小川賢治ゼミ)

「待機児童問題」という言葉にどのような印象を抱くだろうか。私はこの社会問題を耳にした時に一つの矛盾を感じたことがきっかけで待機児童について関心を持った。少子化社会と言われて久しく、国の統計上 1971 年から 1974 年の第二次ベビーブーム以降、今日までの日本では、約 40 年前から国レベルで子どもが減少している事実がある。厚生労働省が 2006 年に出した『人口動向統計』によれば、戦後直後の出生率はピークとなり 4.45 を記録したが、2013 年現在の出生率は当時の半分にも満たない 1.41 という具合で少子化であることは言うまでもない事実であり、子どもが減少傾向にあることは、国が出している統計上の数字を見ても理解できる。しかし一方で、子どもの預け入れ先である保育園が足りず入所が出来ない事態が発生している。厚生労働省の統計では待機児童数は、平成 21 年 2 万 5384 人、平成 22 年 2 万 6275 人、平成 23 年は 2 万 5556 人と、過去 3 年間で毎年ほぼ同じ数値を維持し続けている事実も存在している。ここでさらに疑問を持って欲しいポイントがある。統計を見ても過去 3 年は少なくとも毎年 2.5 万人以上の子どもが入所受け入れから漏れている。もちろん保育園の数が毎年増加するのに比例し、受け入れ定員数も増加はしている。つまり、受け皿は毎年増えているにも関わらず、毎年ほぼ一定数の待機児童が存在しているのである。近年は「子ども・子育て新システム」など国の政策がテレビやラジオ、新聞などメディア上で取り上げられる機会も多くなったように感じるが、問題の本質的な部分を理解してもらえないような報道とは言い難いように感じる。

本稿では、社会問題として徐々に一般的に認知されるようになってきた待機児童問題について、まずはそもそもどのような問題なのかという原因や現状を共有し、保育制度の課題や児童福祉法についても触れ、保育に対する法的な側面も見してい

くことで、この問題の核心部分に迫りたい。また、私自身、児童クラブの運営や保育施設への人材派遣、人材紹介を行う企業のインターンシップに参加し、施設見学や営業にも同行したことがあるが、それを通して知った保育現場の声も交え、今後の解決策や課題について触れる。また、新たな解決策の一つとして期待され、一定の結果を出している株式会社などの民間企業の保育分野への参入についても考えたい。

第 1 章 待機児童問題とは何か

第 1 節 待機児童の定義

まず、この問題点に入る前に待機児童という言葉の意味について理解したい。待機児童とは正式名称を保育所入所待機児童と言い、保育所への入所・利用資格があるにも関わらず、保育所が不足していたり、定員が一杯のために入所出来ずに、入所を待っている児童のことと定義されている(大畑、2012、p.1)。近年では経済環境が悪くなり一世帯あたりの所得が減少傾向にあるとも言われ、それ以前は父親が働きに出ることで養っていた家庭が、母親も働かなければ家庭が赤字になるという現状もある。つまり、親が仕事に出なければならぬ、などの何らかの事由により子どもを見ることが出来ない状態において、児童が保育所に入所出来ない状態を指す。次に、待機児童の推移について見ていきたい。

第 2 節 待機児童の現状と推移

待機児童数の上昇は 1990 年代の半ばからとされている。1994 年から取られた厚生労働省の待機児童数の統計データによれば、2000 年までの 6 年間で見てみると、平均で 3 万人を大きく超えており、多い年では 4 万人を推移している年もある。その後の 2001 年から 2013 年現在まででは、2007

年に過去で最も少ない1万7926人となり、最も多かったピーク時と比べれば半分以下にまで一時期は減少したと言える。しかし、直近の2013年4月には2万4825人と上昇し、最近の過去3年間では毎年おおよそ2万5000人の待機児童数となっている。図1を見ればわかる通り、2万人を割る年も複数回存在しているが、10年の長い期間で見ると、推移が減少傾向にあるとは言い難い。現状の捉え方としては、平均して横ばいの状態と言えるだろう。

このように日本全体でかなりの数の待機児童がいることが理解出来た。しかし、各都道府県に同じ数の待機児童が存在しているわけではない。例えば、地方と主要都市での数を比較すると前者の方が数は少ない。平成18年のデータでは、東京・大阪・神奈川・埼玉・千葉・兵庫・宮城・沖縄の9つの都道府県で約70%を占めている。一方、地方では少子化の影響で保育所の定員数に対して入所児童数が足りず、定員割れが発生する地域も存在しており、地域差が生じている。

第2章 幼保の歴史と制度

第1節 幼保の歴史

(1) 幼保一元化論争

この待機児童問題とセットで浮上するのが幼稚園と保育所を一緒にすればよいのではないかとい

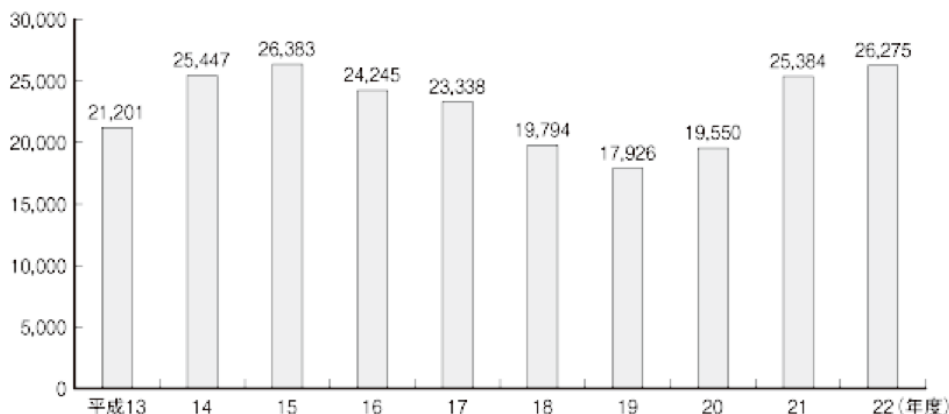
う議論だ。双方は就学前の子どもを預かるという点については同じ働きをしているように感じる人も少なくないはずだ。まずは待機児童問題を語る上では切り離して考えることの出来ない、幼保一元化について触れる。

今日の日本では就学前の子供たちは厚生労働省が管轄する保育所と文部科学省管轄の幼稚園という2種類の施設に通っており、おおむね均等にわかれている。このように就学前の子供を預かる省庁が2つに分かれていることを「幼保の二元体制」と呼ぶ。保育園は児童福祉施設で、幼稚園は3歳から就学前までの教育機関とされ、両者は異なる役割を果たすものとされてきた。しかし両者は子どもを預かり、教育を行うという点では似通っている部分も多く、分ける必要はないという議論が昔からなされている。

(2) 議論の始まり

では、いつからこうした幼保に関する議論は存在するのかといえば、明治時代までさかのぼる。1872年（明治5年）に近代学校法「学制」が公布され、現存する最古の幼稚園と言われる東京女子師範学校（現・お茶の水女子大）附属幼稚園が開園した。当時は小学校への就学率も低く幼稚園は富裕層の通う施設だった。この時期からすでに「幼稚園を働く父母のため解放すべき」という意見が文部省の中にあった。

図1 待機児童数の推移（平成13年～平成22年）



資料：厚生労働省調べ

（厚生労働省：平成22年度版 子ども・若者白書）

待機児童問題と株式会社参入について

一方、保育所の始まりは幼稚園が出来てから17年後の1890年(明治23年)新潟市で設けられた私塾「新潟静修学校」に併設された託児所とされている。1900年(明治33年)には四谷のスラム街に「二葉幼稚園」が開設された。この幼稚園ではドイツの幼児教育学者フレーベルの理念に基づき、貧困家庭の包括的な支援をおこなっていた。

明治から大正にかけて国の社会福祉事業が拡大される中で行政からの児童保護事業の助成金を受け、幼稚園から託児所に転換する事例もあらわれた。このころから保育所と幼稚園の管轄は文部省(文部科学省)と内務省(厚生労働省)にわかれ、それぞれ別の道にわかれてスタートしていった。

(3) 戦後の社会変化

終戦後は民主化の中で1947年(昭和22年)に幼稚園は教育機関として学校教育法、保育所は児童福祉施設として児童福祉法が公布され、新たな法制度の中で運用がされていく。経済成長期には、女性が家庭で子育てをするのが豊かさの象徴となり幼稚園も一般化されていく。同時に女性の労働需要が高まり、保育の需要も高くなり、両者の設置数は1980年ころをピークに増加した。

このような社会の変化をうけて保育所も変わっていく。当初の児童福祉法は「保育者の委託を受け乳幼児または乳児を保育する」という目的だった。しかし1951年「保育に欠ける」という文言を補足した。つまり「保育に欠ける」状態で保護者の就労が必要な状況と定義し、保育所が柔軟に運用されることに牽制をしたものである。幼稚園のない農村部では保育所が幼稚園化し「保育に欠けない」幼児の入所が増えていた。こうした幼稚園よりの保育所にも国が運営費用の8割を補助していた。保育対象が曖昧になることで国にとって予算増大を引き起こすため批判の声があがった。これを受け厚生省は「保育に欠ける」要件の厳格な運用通知を全国に出し、「幼稚園と保育所の関係について」という文部省・厚生省共同の局長通知を出す。また、「保育に欠ける」子どもを優先して考える必要があるとし「保育七原則」という原則を示した家庭内保育の重要性を強調し、「三歳児神話」(子どもが三歳までは母親が育てるべきとする考え方)を助長したと言われる。

女子差別撤廃条約の批准や男女雇用機会均等法の施行がおこなわれ、やがて「女性が家庭で子育てに専念する」という考えが主流でなくなり、仕事と育児の両立支援が重要な少子化対策と考えられるようになる。その後はマスコミの報道や法改正などにより保育所は利用者のニーズにこたえる必要があるという風潮が生じた。この煽りを受け保育時間の延長やゼロ歳児保育が普及する。少子化にも関わらず1995年以降在籍児童数は増加し続け、都市部では待機児童問題が今も未解決である。

(4) 子ども園とはなにか

これまで見てきたように、長年にわたり就学前の子どもを対象にした制度が二重になっていることが議論されてきた。現在では、専業主婦家庭は幼稚園、就労家庭は保育園を選ぶという各家庭の状況に合わせた住み分けがされるようになり、あまり疑問を感じないようになっている。縦割り行政の弊害にも見えるが、二種類の施設がニーズに合わせて発展してきたと言える。しかし、幼保一元化の議論の流れを受け柔軟なシステムをつくらうという動きもある。それに応えるべく誕生したのが「子ども園構想」である。

厚生労働省は2007年12月、社会保障審議会に少子化対策特別部門という会議を設け保育制度の改革を行なった。この部会の設置目的は少子化対策を進めるため、「国・地方・事業主・個人の負担の組み合わせによって支える包括的な次世代育成支援のための具体的な制度設計の検討について直ちに着手の上、税制改革の動向を踏まえつつ速やかに進める」ための審議会であると、第一回資料に記載されている。この構想は政権交替後の「子ども・子育て新システム」に引き継がれていった。民主党への政権交替時、新政権では政治主導で様々な施策を洗い直すと宣言し、子ども対策については「幼保一元化」を前面に押し出したマニフェストを掲げていた選挙も記憶に新しい。

では最終的にこの部会の最終取りまとめ案を見ていく。社会全体で費用負担し、包括的かつ一元的な制度をつくるとあるように、「子ども・子育て交付金」として社会全体で負担する構想がなされた。事業内容は利用者個人に対する給付事業「子ども・子育て給付」と市町村が直接または助成し

て行う「地域子ども・子育て支援事業」の二つである。メインである子ども園の他には家庭的保育（保育ママ）、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育、延長保育、病児・病後児などの多様な保育サービス、放課後学童クラブ、在宅子育て家庭のための地域子育て支援事業、一時預かり、妊娠検診、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援事業などが含まれる。これまで個々に運営されていたものを国の財源で一元化して実施する仕組みで体制強化を計った。

(5) 指定制度とは

この制度は客観的な基準を満たした施設は全て市町村の指定を受ける事が可能になり、給付費の対象となる制度だ。指定制度は従来の保育所や幼稚園のように認可権が働かないため、既存事業者の反対による株式会社などの新規参入抑制がないのがメリットとされている。しかし、給付が増大しすぎると自治体側の運営が困難になるため、新規での指定や給付の更新を認めないことも可能となっている。

(6) 総合子ども園

「子ども・子育て新システム」により幼保一元化は達成されたのかどうかは、疑問符がつく。子ども園は幼稚園、総合子ども園、保育所、その他という4つの施設に分かれる。前章で出た認定子ども園と変化が無いように見えるが、決定的に違う点の一部の例外を除き財源が一体化された点だ。今まで運営費は管轄省庁毎と自治体に分かれていたが、給付事業という大きな財布にまとめられた。そして、その中に学校教育法と児童福祉法という仕切りが設けられることとなった。「総合子ども園」という同一の法律が適用される施設のはずだったが、当初予定していた一体化とは異なるものが出来あがったと言える。

また、一部の例外というのが「基本制度ワーキングチーム」の最終段階で大きな議論となった。幼稚園が望めば、子ども園給付の対象となる子ども園ではなく、従来通りの私学助成を受ける今までと変わらない幼稚園として残ることが可能となった。

第2節 現状の保育制度

前節では保育の歴史について見てきたが、この節からは現在の保育制度について見ていきたい。まず、保育所は認可保育所と認可外保育所の2種類にわけられる。認可保育所かどうかの定義は各都道府県知事が決定し、認可を受けるには厚生労働省が定める児童福祉法上の保育所最低基準を満たしていることが条件だ。設置基準は細かく設定され、預かる子どもの年齢に対して保育士の数も変動する。例えば「2歳未満では乳児室またはほふく室、医務室、2歳以上では、保育室または遊戯室、屋外遊技場が必要である。トイレと調理室は必置としている。配置する必要がある職員は、保育士、嘱託医、調理員であり、調理を外部委託する施設においては、調理員を置かなくてもよい。保育士1人に対する子どもの人数（保育士の基準）は、0歳児は保育士1人に対して子ども3人、1～2歳児は保育士1人に対して子ども6人、3歳児は保育士1人に対して子ども20人、4歳以上は保育士1人に対して子ども30人であり、保育時間は1日につき8時間を原則とし、保育所の開所時間は保育所運営費の規定では11時間を標準としている。」（大畑、2012、p.5）。また、保育所には多くの公費が注ぎ込まれており、設置基準を満たすことで補助金が降りる。私立の認可保育所の運営費用の仕組みは、運営費（事業費）や扶助費の財源は保護者の所得に応じて市が保育料を徴収、残額は国が1/2、都道府県が1/4、市が1/4を負担する。公立の保育所に関しては運営母体が市区町村で、公務員により運営されている。つまり、設置基準を満たした認可保育所は法的にも認められ、質などの安全面でもある程度保証された信頼の置ける保育所であり、補助金ベースで運営がされているため、とても安い費用で利用することができる。

この認可保育所は、希望すればだれでも入所が可能というわけではなく、入所には各自治体で基準が設けられている。この基準は点数方式で、児童福祉法に定義される「保育に欠ける」要件、つまり親が働いていることが基本条件である。要件は各自治体によりことなる場合があるが、保護者の居宅外就労、保護者の居宅内就労（自営業・内職など）、産前産後、保護者の傷病または心身障

待機児童問題と株式会社参入について

害、同居親族の介護、災害の復旧などがあげられる。しかし、多くの場合の要件は居宅外就労や居宅内就労と思われる。この他にも入所要件となるものがあるが、優先度は低いものとなる。例えば就労を目的とした通学や求職活動などは低い点数となる。このような各要件について細かくランクづけがされ、点数化されている。同じ就労であってもパートタイムやアルバイトなどの非正規社員と正社員では後者の方が点数は高くなる。自治体ごとに違いがあるが、週4日で6時間以上の労働でなければ働いていても就労中の要件には該当しないという場合もある。これもまた自治体毎に内容は異なるが、要件に対して点数がつくのに加え、児童や保護者の状況によって両親不存在世帯、ひとり親世帯、生活保護による被保護世帯、兄弟姉妹が保育所に入園中、兄弟姉妹が同時申込、認可外保育施設を利用中、障がい児等で特別支援を必要とする場合など各種調整指数が加算される。また保育料の滞納がある場合などは減点指数も存在する。具体的な入所基準の点数計算の一例として東京都品川区の入所基準に基づいて計算してみたい。父・母・子の3人家族で、父親は週5日、1日8時間の正社員、母親は週4日、1日6時間の非正規社員、現在は認可外保育施設を利用中の世帯があると仮定する。この場合父親が基本指数番号1で、保護者状況が外勤・自営で勤務1ヶ月以上であるため、「月20日以上勤務し、日中8時間以上の就労が常態」に該当するため20点、母親

も指数番号1で、「保護者状況が外勤・自営で勤務1ヶ月以上」であり、「月に16日以上勤務し、6時間以上の就労が常態」を満たすため16点、調整指数番号8の「入所を希望する児童を認可外保育施設等（都道府県に提出がある施設のうち認証保育所を除く）に預けている場合」の条件に該当し、さらに3点を追加した合計39点となる。品川区の場合は父親と母親の点数を合計するが、自治体によっては低い方の点数を採用する場合もある。

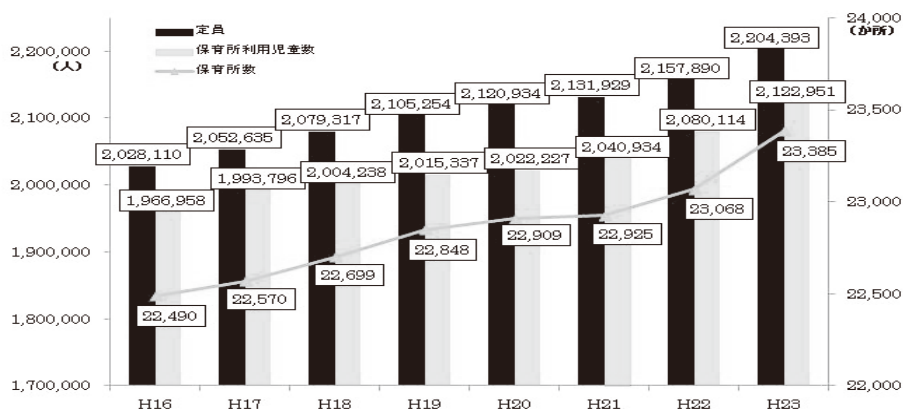
第3章 保育を巡る問題

第1節 潜在的待機児童

保育制度をみれば理解できる通り、全国に存在する保育所は入所申込に対して点数をつける。そして抽選をした結果、実際には入所することができない子どもが出てくる。これにより毎年2万5000人近い子どもが保育所から溢れるというのが待機児童の発生原因だ。第1章では待機児童の現状について見てきたが、ここでは一つの疑問点について考えたい。この問題の興味深い点は、ほぼ毎年と言って良いほど一定数の待機児童が発生していることである。1994年以降顕在化しているこの社会問題だが、もちろん保育所の数が増えているわけではないわけではない。ここでは、なぜ毎年発生するのかという点について触れたい。

まず、保育所数と定員数の推移を見ていく

図2 保育所定員数、利用児童数及び保育所数の推移



(厚生労働省：保育所関連情報取りまとめ (平成23年4月1日))

い。図2を見て分かるように保育所の数は毎年増加し、それに比例して保育所の定員数も増加している。「しかしながら、待機児童はたかが2万5000人程度である。認可保育所の定員数自体は200万人を超えている。この程度、ちょっと努力すれば解決できそうな数字に思われる。」(日経ビジネスオンライン、なぜ待機児童問題は解決できないのか、2012年12月1日)。平成16年から17年の1年間で保育所数は80増加し、定員数は2万4525人も受け皿が増えている。その後も徐々に保育所数、定員数は共に増加し、平成16年から平成23年の7年間で、保育所数では895施設、定員数は17万6283人も増えている。したがって定員数の伸び幅を考えれば、本来は統計上の年間の待機児童数はすぐになくなるはずだ。しかし、待機児童の数は一向に減少傾向にならない。待機児童問題の深刻な点は、この統計には反映されていない潜在的待機児童の存在であり、この数字は氷山の一角にしかすぎないというところにある。

まず、潜在的待機児童と呼ばれているのはどのような状態にある児童を指すのかについて触れたい。簡単にお店に例えて表現すると、人気のお店があればそこに並ぶ人が待機児童、一方で並ぶ人が減るまで待っていたり、何らかの理由で並んでいない人が潜在的待機児童である。待機児童の統計は運営に補助金が使われている認可保育所から溢れている人を指す。認可保育所に入る流れは、役所に在職証明など入所申込の書類を提出し、抽選の結果を待つという具合だ。この入所申込をした人が待機児童としてカウントされる。しかし、認可保育所に入るには点数が高くないとまらない。そのため、現在は働いておらず在職証明などが無い人はそもそも書類を役所に提出しないのが現状だ。つまり実際には申込をせず待機児童にカウントされていない子どもが潜在的待機児童である。2009年に厚生労働省が行った大規模なアンケートの結果によれば、日本全国の潜在的待機児童数は80～85万にも上ると推計されている。

第2節 保育士不足

待機児童問題の一つの原因として人材不足という問題がある。厚生労働省の調査結果によれば、2017年度末には保育士が7万4000人も不足する

ことが見込まれている。保育所が毎年増加していく一方で、日本全体では少子高齢化が進んでおり、保育業界でも人材不足が課題となっている。保育士と聞けば、専門学校や短期大学、四年制大学でも専門の学科が存在するため、女性からは人気の職種であるように感じるが、なぜ人材不足が深刻化しているか。一番の理由は賃金が見合わない低賃金労働という点にある。

平成23年4月1日現在では保育士資格を持つ人は106万8838人いる。保育士試験は筆記試験と実技試験の二つから構成されており、合格率も平均して10%程度と決して簡単な試験ではない。しかし、取得者全員が保育士として働いているわけではなく、約半数の資格取得者が「賃金が見合わない」という理由で仕事を希望していない。厚生労働省が2013年5月に、待機児童が50名以上存在する市などを管轄するハローワークを対象にアンケート調査を行い、900人以上から回答を得た。その内容によれば、保育士への就業を希望しない理由で最も多かったのは「賃金が希望と合わない」と回答した人で47.5%を占め、「他職種への興味」43.1%、「責任の重さ・事故への不安」40.0%と続く結果となっている。また、年代別でみると20代から40代の人では「賃金が希望と合わない」、「他職種への興味」を回答する人が多く、20代から30代の比較的若い世代では「休暇が少ない・休暇が取りにくい」という労働環境について不満がある人も多く見られた。「年収ラボ」の出している数値では、サラリーマンの過去5年の平均年収は413万円であるのに対し、保育士の過去5年間の平均年収は323万円とおおよそ100万円ほど低い賃金の体系となっており、月収に直して見ると1ヶ月あたりで7万円以上も差が出てくる。他の業界と比べ低賃金であるため他の職種に興味を持つのも理解できる。

では人材不足はどのような問題を引き起こしているのかについて、現場での声も含めてみていきたい。私自身、2013年の夏に1週間ほど、大阪で保育業界に特化した人材派遣会社のインターンシップに参加した。この会社は枚方市に事務所を構え、大阪から京都、奈良といった関西圏の保育所に保育士の紹介をしている。実習の内容は既存顧客(今までに取引のある保育所)、新規顧客の

待機児童問題と株式会社参入について

開拓営業に同行し、保育所を回り人材でお困りのことが無いかをヒアリングするという内容だった。実際に営業に同行した時に感じたのは、どこの保育所も本当に人手が足りていないということだ。多くて1日で5箇所ほど回るが、大半が保育士の人手不足の状態、他の会社にも人材提供を依頼し募集を掛けているという保育所も中にはあった。保育士不足がなぜ困るのかと言えばもちろん人手が足りないため運営が出来ないということになるが、保育所の場合は少し異なる。保育制度の章で触れた通り、認可保育所には預かる子どもの年齢に応じた保育士の配置を法律で定めており、基準を満たせないと子どもを預かることが出来ない。特に0歳から2歳までの乳幼児には多くの保育士が必要となる。しかし、保育士が認定基準を下回ると、預かる子どもの数に対して保育士の数が足りないがために、子どもを預けたい保護者からの依頼に対して断らざるを得ない状況になる。

第4章 保育分野への株式会社の参入

第1節 民間会社の参入

(1) 参入について考える

今まで見てきたように、待機児童問題はとても深刻な状況にあると言える。そんな中で、株式会社の参入により待機児童数がゼロになった都市もある。しかしながら、株式会社が参入することに対して異議を唱える人も少なくない。この章では、株式会社の保育分野参入について考えたい。

現在、NPO法人や株式会社といった民間団体が保育分野へ参入し認可保育所を設置することが可能となっている。以前は市区町村と社会福祉法人に限定していたが、待機児童数が1997年に4万523人に達し、その後も3万人以上の推移が続いていた。こうした待機児童問題を背景に、2000年に認可保育所の設置主体制限が撤廃されたことにより可能となった。しかし、認可するかどうかにについては各都道府県や政令指定都市などの地方自治体に裁量権が委ねられているが、利益を最大限に求める株式会社という法人では不安だという意見もあり、事実上参入を拒否している自治体も多い。株式会社が参入することに対するデメリッ

トや課題としては、撤退のリスク、補助金の株主配当、保育の質の低下などが挙げられる。

(2) 撤退のリスク

株式会社が運営を行う場合は、大規模に施設を展開していることが多く、倒産時に園児が行き先を失うリスクがある。実際に関東を中心に29カ所の保育所を運営していた株式会社は資金繰りの悪化で倒産し、300名の園児に影響が出た事例もある。また、待機児童が少なくなるにつれて定員割れにより事業撤退を考える事業者も増えるとされる。今後は財政面でのチェック機能や倒産時の対応について考える必要がある。

(3) 株式配当と補助金

これまで触れたように、保育所の運営は補助金ベースで行われている。株式会社が行う認可保育所でも同じように補助金がもらえるが、株式会社が受け取る場合には株主への配当という点で問題がある。なぜ補助金を株式会社に渡すことが問題かと言えば、それは補助金の性質にある。補助金とは公的なお金であり、この拠出元は我々国民から徴収された税金である。つまり、国民が納めた税金を株式会社に渡し、その会社に投資をした人達に配当金としてお金が流れることになる。「特に上場企業においては配当圧力が課されますが、税によって投資家を潤すことは正しいのか、また労働分配率を本来なら高められる部分が、配当される可能性があるのではないか、という議論があります。これに対しては配当規制という手法が考えられます。」(駒崎、2013、THE HUFFINGTON POST 株式会社の参入について)。イギリスの社会的法人格の場合では、配当については銀行によって利子率の上限設定がされている。また、社会福祉法人が解散をする場合の処置として、他の福祉法人、あるいは国庫に返還をするという規定がある。しかし、株式会社では株主のものとなる。株式会社が運営を行う場合には配当や補助金に対する規制もルールとして運用していく必要がある。

(4) 質の低下

株式会社が運営を行う保育所に関し、報道など

でも取り上げられやすいのが質の低下である。マスコミの報道などでも株式会社の運営する保育所で、人件費を削減し保育士の数を減らした結果、子どもが死亡するという事実もある。しかし、この問題は分けて考える必要がある。民間が運営を行う場合でも自治体によっては認可保育園として運営を行う保育所もある。また、今後は届出を提出すれば可能という状況ではなく、質の向上を図るために他の水準が検討されるという見方もある。そのため利益最大化によるコストカットとしての質の低下は回避できると考えられる。

第2節 新たな社会問題

質の低下という点でこれから議論が必要な課題は、民間の保育所で育てられた子どもが新たな社会問題を引き起こす可能性があるという部分だ。社会福祉法人など既存の法人が運営する保育施設は日曜、祝日に開いていることは少なく、延長保育のサービスで20時まで預かる園は非常に少なかった。経済状況の悪化により夫婦共働きが当たり前という社会の流れと、労働人口不足により女性の労働力も確保していかなければならないという社会的な風潮が追い風となり、女性に働いてもらわなければならないという機運があった。この社会的なニーズを捉えた民間の会社が運営を行う保育サービスは、しっかりと需要に応えビジネスとして成功し、ある都市では国と連携することで待機児童を解消する成果も挙げている。

しかし、働く親の要望に応えることが子どもにとって良いことなのかどうかは疑問がある。延長保育などで親と帰宅する時間が遅くなれば、当然子どもの就寝時刻も遅くなる。10年ほど前の東京都では13時間保育という朝7時から夜8時までの保育を推奨していた。その結果、厚生労働省の調査で夜10時以降に就寝する子どもの数が既に1歳6カ月で55%と半数を超え、夜型にシフトしている傾向にあるという実態が明らかになっている。これは親と帰宅した後、お風呂や食事などを済ませるとすぐに就寝するというような状態だ。親と過ごす時間が少ない子どもは後に登校拒否や非行を行う可能性が高まるという意見もある。本当に大切なことは利用者としての親のことを考えるサービスではなく、これからの社会を形

成していく子どものことを考える視点ではないだろうか。

おわりに

本稿では、待機児童増加という社会問題について焦点を当て、現状と保育を巡る歴史、保育制度、人材不足、株式会社などの民間企業の参入など、待機児童問題を取り巻く環境について、マスコミの報道などではあまり取り上げられていないように感じる部分を見てきた。待機児童の解決策の一つの案として考え出された幼保一元化であるが、双方の歴史を見ればそもそもスタートした時点から異なる考え方で運営がされていること分かる。そして、互いに違う道を進み、それに合わせた制度が構築され管轄省庁も異なるが故に歩み寄りが進まないのが現状だ。認可保育所の入所は点数制であるが、正社員として働く経済的に裕福な家庭が保育料の安い認可保育所に通い、経済的に不安定なパートタイマーなどの非正規社員の世帯が保育料の高い認可外保育所に通うという保育制度の矛盾が存在している。この、本来は逆になるべき構図を描く社会を早急に変えていく必要があるように感じた。

待機児童が毎年発生する理由は潜在的待機児童が存在するからであり、統計に現れている数字よりも深刻な状態であることが理解できた。政府が発表している統計データに出ている数字は、実際には全ての待機児童をカウントしておらず氷山の一角に過ぎない。この大きな山を需要と捉え、新規ビジネスとして保育業界に民間の株式会社などが参入している。待機児童ゼロを達成した地域があるという実績もあり、行政側も規制緩和などで支援をしている。しかし、規制緩和を行うことが果たして良いと言えることなのかは疑問だ。ビジネスとして行う以上は利益を優先することになる。いままでの福祉として行ってきた政策とは180度見方が変わると考えて良いのではないだろうか。それに伴う保育所の変化が今後の課題のように思う。近年では鉄道会社などが運営を行うケースもあり、駅の近くに小さな保育所を作り仕事帰りの親から注目を浴びる小規模保育がある。この小規模保育というのは6人から19人を定員

待機児童問題と株式会社参入について

とする保育所であるが、2013年8月に新たな認可基準の改定がなされた。内容は保育従事者の半数以上が国家資格を持っている状態であれば認可するというものだ。もちろん受け皿を増やさなければ待機児童は減少しないが、これは子どもにとって良い政策なのだろうか。私自身も就学前は保育所で過ごしていたが、自然のないビルの室内では、ボール遊びやプール、運動会といったイベントは出来ないように思う。これで子どもは健康に育つのだろうか。これもまた身体の発達などに影響が出るように思う。また、この制度は株式会社参入の問題点でも触れた通り「子ども」のための策ではない。あくまで親など「利用者」としての要望を政府が聞き入れているに過ぎない。このような利用者の希望に沿う形で、子どものためを考えない保育施設が蔓延すると、登校拒否や非行を行う子どもが増加し、新たな社会問題を生むと警鐘をならす論者もいる。待機児童問題という子どもを取り巻く問題ではあるが、これを機会にこれから日本としてどのような人をつくり、どのような国づくりをするのかという大きな視点で政策を行う必要があると考える。

引用・参考文献

大畑洋平、2013、現代社会における保育所入所待機児童問題、京都学園大学 人間文化学部学生論文集、第11号
 長田安司、2007、「便利」な保育が奪う本当はもっと大切なもの、幻冬舎
 普光院亜紀、2012、日本の保育はどうなる 幼保一体化と「こども園」への展望、岩波書店
 山田昌弘、2007、少子化社会日本—もうひとつの格差のゆくえ、岩波書店
 朝日新聞デジタル、2013、保育士が欲しい 政権「5年で待機児童ゼロ」足元は他県でスカウト、派遣利用も <<http://www.asahi.com/shimen/articles/TKY201309190527.html>>
 池本美香、2013、幼児教育・保育分野の株式会社参入を考える—諸外国の動向をふまえて—、日本総合研究所
 <<https://www.jri.co.jp/MediaLibrary/file/report/jrireview/pdf/6702.pdf>>

厚生労働省、2006、平成18年 人口動態調査の概況「人口動向統計」
 <<http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/kakutei06/index.html>>
 厚生労働省、2010、平成22年度版子ども・若者白書「待機児童数の推移（平成13～22年度）」
 <<http://www8.cao.go.jp/youth/whitepaper/h22honpenhtml/html/zuhyo/zu2405.html>>
 厚生労働省、2011、保育所関連情報取りまとめ（平成23年4月1日）「保育所利用児童等の状況」
 <<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r985200001q77g.html>>
 駒崎弘樹、2013、THE HUFFINGTON POST 株式会社の参入について
 鈴木亘、2009、なぜ待機児童問題は解決できないのか 子ども手当のパウチャー化を経済学的視点から考える、日経ビジネスオンライン
 <<http://business.nikkeibp.co.jp/article/topics/20091127/210740/>>
 Chitose Wada、2013、保育士不足の原因は「給料が低いから？」待機児童の解決策はあるのか、ハフポスト
 <http://www.huffingtonpost.jp/2013/10/20/nursery-staff_n_4133460.html>
 TBS ラジオ dig、2011、待機児童と幼保一体化 子ども・子育て新システムで解決するのか
 東京都品川区、2013、保育所入所基準
 <<http://www.city.shinagawa.tokyo.jp/hp/page000005400/hpg000005302.htm>>
 内閣府、2012、平成24年版 子ども・子育て白書「近年の出生率等の状況」
 <http://www8.cao.go.jp/shoushi/whitepaper/w-2012/24webhonpen/html/b1_s2-1-1.html>
 年取ラボ、2012、平成24年 保育士の年収
 <http://nensyu-labo.com/sikaku_hoikusi.htm>
 プレスラボ・小川たまか、2012、子どもを預けられない母親は本当に減っているか？統計に隠れた「潜在的待機児童」の行き先、ダイヤモンドオンライン
 <<http://diamond.jp/articles/-/16003>>